

国不建整第126号
令和5年1月31日

一般財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公印省略)

下請債権保全支援事業について

これまで中小・中堅下請建設企業等の経営を支えるための金融支援対策として、平成21年度第2次補正予算において、下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図ることを目的として下請債権保全支援事業が実施されることとなった。

今般、下請債権の保全の必要性はなお高い状況であることから、本事業を引き続き実施することとしたので、貴団体におかれては、本事業について、下記に定めるところにより、引き続きその適正な実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

「下請債権保全支援事業について」（平成26年2月6日付け国土建第263号、国土建整第77号）を別紙のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和5年1月31日から適用する。

○「下請債権保全支援事業について」の一部改正新旧対照表

○「下請債権保全支援事業について」（平成26年2月6日付け国土建第263号、国土建整第77号）

改 正 案	現 行
第1章 定義	第1章 定義
<p>第1 この通知において「下請債権保全支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>① 支払保証事業 ② 債権買取事業 ③ 建設機械事業</p>	<p>第1 この通知において「下請債権保全支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>① 支払保証事業 ② 債権買取事業 ③ 建設機械事業</p>
<p>第2 この通知において「下請建設企業等」とは、下請建設企業及び資材業者をいう。</p>	<p>第2 この通知において「下請建設企業等」とは、下請建設企業及び資材業者をいう。</p>
<p>第3 この通知において「元請建設企業」とは、下請契約等における注文者をいう。</p>	<p>第3 この通知において「元請建設企業」とは、下請契約等における注文者をいう。</p>
<p>第4 この通知において「手形」とは、支払保証事業及び債権買取事業にあつては、元請建設企業と下請建設企業等との間の工事請負代金等に係る債権に対応する元請建設企業が振り出した支払手形であることが確認され、かつ、手形期間が120日を超えない手形を、建設機械事業にあつては、特定建設機械業者と建設企業との間の建設機械の割賦販売、リース又はレンタルに係る債権に対応する建設企業が振り出した支払手形であることが確認された手形をいう。</p>	<p>第4 この通知において「手形」とは、支払保証事業及び債権買取事業にあつては、元請建設企業と下請建設企業等との間の工事請負代金等に係る債権に対応する元請建設企業が振り出した支払手形であることが確認され、かつ、手形期間が120日を超えない手形を、建設機械事業にあつては、特定建設機械業者と建設企業との間の建設機械の割賦販売、リース又はレンタルに係る債権に対応する建設企業が振り出した支払手形であることが確認された手形をいう。</p>
<p>第5 この通知において「電子記録債権」とは、電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権であつて、支払保証事業及び債権買取事業にあつては、元請建設企業と下請建設企業等との間の工事請負代金等に係る債権に対応する元請建設企業を債務者とするものであることが確認され、かつ、その発生日（同法第16条第1項第8号に掲げる電子記録の年月日をいう。）から満期日（同法第16条第1項第2号に規定する支払期日をいう。）までの期間が120日を超えないものを、建設機械事業にあつては、特定建設機械業者と建設企業との間の建設機械の割賦販売、リース又はレンタルに係る債権に対応する建設企業を債務者とするものであることが確認されたものをいう。</p>	<p>第5 この通知において「電子記録債権」とは、電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権であつて、支払保証事業及び債権買取事業にあつては、元請建設企業と下請建設企業等との間の工事請負代金等に係る債権に対応する元請建設企業を債務者とするものであることが確認され、かつ、その発生日（同法第16条第1項第8号に掲げる電子記録の年月日をいう。）から満期日（同法第16条第1項第2号に規定する支払期日をいう。）までの期間が120日を超えないものを、建設機械事業にあつては、特定建設機械業者と建設企業との間の建設機械の割賦販売、リース又はレンタルに係る債権に対応する建設企業を債務者とするものであることが確認されたものをいう。</p>
<p>第6 この通知において「保証ファクタリング事業者」とは、原則として債権の譲渡</p>	<p>第6 この通知において「保証ファクタリング事業者」とは、原則として債権の譲渡</p>

を受けるものとして債権の支払を保証し、保証債務の履行及び当該債務の回収を行う者をいう。

第7 この通知において「被災地域」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）をいう。

第8 この通知において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

第9 この通知において「再生手続」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続をいう。

第10 この通知において「更正手続」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続をいう。

第11 この通知において「破産手続」とは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続をいう。

第12 この通知において「特別清算」とは、会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算をいう。

第13 この通知において「電子債権記録機関」とは、電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関であって、一般財団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）が認めるものをいう。

第14 この通知において「ファクタリング事業者」とは、債権の支払期日前に債権者から債権を買い取り、その債権金額から当該金額に買取料率を乗じて得た金額を差し引いた金額を当該債権者に支払う事業を行う者をいう。

第15 この通知において「特定建設機械業者」とは、建設機械（建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に掲げる建設機械をいう。以下同じ。）の割賦販売、リース又はレンタルを行う者をいう。

を受けるものとして債権の支払を保証し、保証債務の履行及び当該債務の回収を行う者をいう。

第7 この通知において「被災地域」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）をいう。

第8 この通知において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

第9 この通知において「再生手続」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続をいう。

第10 この通知において「更正手続」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続をいう。

第11 この通知において「破産手続」とは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続をいう。

第12 この通知において「特別清算」とは、会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算をいう。

第13 この通知において「電子債権記録機関」とは、電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関であって、一般財団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）が認めるものをいう。

第14 この通知において「ファクタリング事業者」とは、債権の支払期日前に債権者から債権を買い取り、その債権金額から当該金額に買取料率を乗じて得た金額を差し引いた金額を当該債権者に支払う事業を行う者をいう。

第15 この通知において「特定建設機械業者」とは、建設機械（建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に掲げる建設機械をいう。以下同じ。）の割賦販売、リース又はレンタルを行う者をいう。

第16 この通知において「保証限度額」とは、保証残高の限度額をいう。

第17 この通知において「債権買取限度額」とは、買取債権残高の限度額をいう。

第2章 支払保証事業

第1 概要

支払保証事業（以下「保証事業」という。）は、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権（支払期日が未到来であるものに限り、手形及び電子記録債権を含む。以下この章において単に「債権」という。）の支払を、保証ファクタリング事業者が保証する場合において、基金が、下請建設企業等の保証料負担を軽減するための助成を行うとともに、保証債務の履行により保証ファクタリング事業者に生じた損失を補償するものである。

第2 保証事業の対象範囲

(1) 対象となる下請建設企業等

保証事業の対象となる下請建設企業等は、次に掲げる要件のいずれかを満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅企業とする。ただし、行政処分（営業停止処分若しくは建設業許可の取消処分、および公共工事にかかる指名停止処分）を受けている場合を除く。

- ① 元請建設企業から建設工事（被災地域において行われるがれき等の災害廃棄物の撤去等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を直接請け負っている下請建設企業
- ② 元請建設企業に建設工事に関する資材を直接供給している資材業者

(2) 対象となる債権

① 債権の成因要件

保証事業による支払保証の対象となる債権は、元請建設企業を債務者、下請建設企業等を債権者とする債権であって、建設工事に関するものとし、出来形

第16 この通知において「保証限度額」とは、保証残高の限度額をいう。

第17 この通知において「債権買取限度額」とは、買取債権残高の限度額をいう。

第2章 支払保証事業

第1 概要

支払保証事業（以下「保証事業」という。）は、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権（支払期日が未到来であるものに限り、手形及び電子記録債権を含む。以下この章において単に「債権」という。）の支払を、保証ファクタリング事業者が保証する場合において、基金が、下請建設企業等の保証料負担を軽減するための助成を行うとともに、保証債務の履行により保証ファクタリング事業者に生じた損失を補償するものである。

第2 保証事業の対象範囲

(1) 対象となる下請建設企業等

保証事業の対象となる下請建設企業等は、次に掲げる要件のいずれかを満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅企業とする。ただし、行政処分（営業停止処分若しくは建設業許可の取消処分、および公共工事にかかる指名停止処分）を受けている場合を除く。

- ① 元請建設企業から建設工事（被災地域において行われるがれき等の災害廃棄物の撤去等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を直接請け負っている下請建設企業
- ② 元請建設企業に建設工事に関する資材を直接供給している資材業者

(2) 対象となる債権

① 債権の成因要件

保証事業による支払保証の対象となる債権は、元請建設企業を債務者、下請建設企業等を債権者とする債権であって、建設工事に関するものとし、出来形

部分等に対する支払に係る債権を含むものとする。

② 元請建設企業の要件

保証事業による支払保証の対象となる債権は、次に掲げる要件をすべて満たす元請建設企業が債務者であるものとする。

イ) 保証事業に基づき債権の支払保証を開始しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること又は保証事業に基づき債権の支払保証を開始しようとする日の属する年度若しくはその前年度に公共工事の受注実績があること。

ロ) 再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、破産手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立てがなされていない者又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てがなされた後、再生手続若しくは更生手続の終結の決定を受けた者であること。

ハ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。

ニ) 電子債権記録機関が電子記録債権法第59条に規定する業務規程において定める支払不能処分制度等において、取引停止処分を受けていないこと。

ホ) 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。

ヘ) 保証事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

第3 債権の支払保証

(1) 債権の確認

保証ファクタリング事業者は、下請建設企業等から債権の支払保証の申込みを受けたときは、(2)及び(3)により当該債権の額を確認するとともに、当該債権に係る第1、第2並びに第5章第2(1)①、②及び③に定める要件をすべて満たすことを確認した後、保証を開始するものとする。ただし、当該債権の額を確認することができないときは、これに代えて当該債権に係る下請契約等に定められた工事を特定し、当該工事に係る請負代金等の額を確認した後、保証を開始することができる。

(2) 手形及び電子記録債権以外の債権の額

出来形部分等に対する支払に係る手形及び電子記録債権以外の債権の額は次のとおりとする。

① 下請建設企業等からの支払の請求に対して元請建設企業が支払額を通知す

部分等に対する支払に係る債権を含むものとする。

② 元請建設企業の要件

保証事業による支払保証の対象となる債権は、次に掲げる要件をすべて満たす元請建設企業が債務者であるものとする。

イ) 保証事業に基づき債権の支払保証を開始しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること又は保証事業に基づき債権の支払保証を開始しようとする日の属する年度若しくはその前年度に公共工事の受注実績があること。

ロ) 再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、破産手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立てがなされていない者又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てがなされた後、再生手続若しくは更生手続の終結の決定を受けた者であること。

ハ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。

ニ) 電子債権記録機関が電子記録債権法第59条に規定する業務規程において定める支払不能処分制度等において、取引停止処分を受けていないこと。

ホ) 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。

ヘ) 保証事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

第3 債権の支払保証

(1) 債権の確認

保証ファクタリング事業者は、下請建設企業等から債権の支払保証の申込みを受けたときは、(2)及び(3)により当該債権の額を確認するとともに、当該債権に係る第1、第2並びに第5章第2(1)①、②及び③に定める要件をすべて満たすことを確認した後、保証を開始するものとする。ただし、当該債権の額を確認することができないときは、これに代えて当該債権に係る下請契約等に定められた工事を特定し、当該工事に係る請負代金等の額を確認した後、保証を開始することができる。

(2) 手形及び電子記録債権以外の債権の額

出来形部分等に対する支払に係る手形及び電子記録債権以外の債権の額は次のとおりとする。

① 下請建設企業等からの支払の請求に対して元請建設企業が支払額を通知す

ることにより、元請建設企業が支払うことを認めた額。

- ② ①にかかわらず、下請建設企業等からの支払の請求に対して元請建設企業が支払額を通知していないときは、下請建設企業等からの当該請求権を債権と、その請求額を債権の額とみなす。

(3) 手形及び電子記録債権以外の債権の額の確認方法

保証ファクタリング事業者は、手形及び電子記録債権以外の債権の額を確認するときは、元請建設企業が交付した支払額の通知書類その他元請建設企業が支払うことを認めた額が示された書類を下請建設企業等から徴求して行うものとする。ただし、下請建設企業等からの支払の請求に対して元請建設企業が支払額を通知していないときは、下請建設企業等からの請求額が示された書類を下請建設企業等から徴求して行うものとする。

(4) 保証額

保証ファクタリング事業者が支払を保証できる額は、債権の額（手形及び電子記録債権以外の債権にあっては、下請建設企業等からの支払の請求に対して元請建設企業が支払額を通知していないときは、（2）②により債権の額とみなされた下請建設企業等からの請求額の80%に相当する額）の全部又は一部とする。ただし、（1）ただし書により保証をするときは、保証ファクタリング事業者が支払を保証できる額は、債権に係る下請契約等に定められた工事請負代金等の額の全部又は一部とする。

(5) 保証料及び損失補償運営費の支払

下請建設企業等は、保証ファクタリング事業者に保証料（年率15%を上限とする。）を支払い、また、保証ファクタリング事業者は、基金に対して、保証額の年率1%に相当する額の損失補償運営費を支払う。

第4 保証料負担助成

(1) 保証料の引下げ

保証ファクタリング事業者は、下請建設企業等から債権の支払保証の申込みを受けようとするときは、当該申込みに係る支払保証を開始しようとする日の属する年度における当該下請建設企業等による年間を通じた保証事業の利用見込みを聴取することによりその把握に努めるものとし、当該利用見込みを把握した下請建

ることにより、元請建設企業が支払うことを認めた額。

- ② ①にかかわらず、下請建設企業等からの支払の請求に対して元請建設企業が支払額を通知していないときは、下請建設企業等からの当該請求権を債権と、その請求額を債権の額とみなす。

(3) 手形及び電子記録債権以外の債権の額の確認方法

保証ファクタリング事業者は、手形及び電子記録債権以外の債権の額を確認するときは、元請建設企業が交付した支払額の通知書類その他元請建設企業が支払うことを認めた額が示された書類を下請建設企業等から徴求して行うものとする。ただし、下請建設企業等からの支払の請求に対して元請建設企業が支払額を通知していないときは、下請建設企業等からの請求額が示された書類を下請建設企業等から徴求して行うものとする。

(4) 保証額

保証ファクタリング事業者が支払を保証できる額は、債権の額（手形及び電子記録債権以外の債権にあっては、下請建設企業等からの支払の請求に対して元請建設企業が支払額を通知していないときは、（2）②により債権の額とみなされた下請建設企業等からの請求額の80%に相当する額）の全部又は一部とする。ただし、（1）ただし書により保証をするときは、保証ファクタリング事業者が支払を保証できる額は、債権に係る下請契約等に定められた工事請負代金等の額の全部又は一部とする。

(5) 保証料及び損失補償運営費の支払

下請建設企業等は、保証ファクタリング事業者に保証料（年率15%を上限とする。）を支払い、また、保証ファクタリング事業者は、基金に対して、保証額の年率1%に相当する額の損失補償運営費を支払う。

第4 保証料負担助成

(1) 保証料の引下げ

保証ファクタリング事業者は、下請建設企業等から債権の支払保証の申込みを受けようとするときは、当該申込みに係る支払保証を開始しようとする日の属する年度における当該下請建設企業等による年間を通じた保証事業の利用見込みを聴取することによりその把握に努めるものとし、当該利用見込みを把握した下請建

設企業等について債権の支払を保証するときは、(2)の助成がない場合に通常設定する保証料率から、その3分の1(ただし、年率1.5%を上限とする)相当分を差し引いて、下請建設企業等に支払を求める保証料率を設定するものとする。

(2) 助成の実施

基金は、(1)による保証料の引下げにより、保証ファクタリング事業者に生じた保証料収入の減収額に相当する額を保証ファクタリング事業者に助成するものとする。

第3章 債権買取事業

第1 概要

債権買取事業(以下「買取事業」という。)は、下請建設企業等の資金需要に応じ、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権(手形及び電子記録債権を含む。以下この章において単に「債権」という。)を、ファクタリング事業者が積極的に買い取ることを促進することによって下請建設企業等の資金繰りの円滑化を図るため、基金が、債権買取時における下請建設企業等の金利負担を軽減するため助成を行うとともに、買い取った債権の全部又は一部の回収が困難となったことによりファクタリング事業者に生じた損失を補償するものである。

第2 買取事業の対象範囲

(1) 対象となる下請建設企業等

買取事業の対象となる下請建設企業等は、次に掲げる要件のいずれかを満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅企業とする。ただし、行政処分(営業停止処分若しくは建設業許可の取消処分、および公共工事にかかる指名停止処分)を受けている場合を除く。

設企業等について債権の支払を保証するときは、(2)の助成がない場合に通常設定する保証料率から、その3分の1(ただし、年率1.5%を上限とする)相当分を差し引いて、下請建設企業等に支払を求める保証料率を設定するものとする。

(2) 助成の実施

基金は、(1)による保証料の引下げにより、保証ファクタリング事業者に生じた保証料収入の減収額に相当する額を保証ファクタリング事業者に助成するものとする。

第3章 債権買取事業

第1 概要

債権買取事業(以下「買取事業」という。)は、下請建設企業等の資金需要に応じ、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権(手形及び電子記録債権を含む。以下この章において単に「債権」という。)を、ファクタリング事業者が積極的に買い取ることを促進することによって下請建設企業等の資金繰りの円滑化を図るため、基金が、債権買取時における下請建設企業等の金利負担を軽減するため助成を行うとともに、買い取った債権の全部又は一部の回収が困難となったことによりファクタリング事業者に生じた損失を補償するものである。

第2 買取事業の対象範囲

(1) 対象となる下請建設企業等

買取事業の対象となる下請建設企業等は、次に掲げる要件のいずれかを満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅企業とする。ただし、行政処分(営業停止処分若しくは建設業許可の取消処分、および公共工事にかかる指名停止処分)を受けている場合を除く。

① 元請建設企業から建設工事（被災地域において行われるがれき等の災害廃棄物の撤去等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を直接請け負っている下請建設企業

② 元請建設企業に建設工事に関する資材を直接供給している資材業者

(2) 対象となる債権

① 債権の成因要件

買取事業の対象となる債権は、元請建設企業を債務者、下請建設企業等を債権者とするものであって、建設工事に関するものとする。

② 元請建設企業の要件

買取事業の対象となる債権は、次に掲げる要件をすべて満たす元請建設企業が債務者であるものとする。

イ) 買取事業に基づく債権の買取を実施しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること又は買取事業に基づく債権の買取を実施しようとする日の属する年度若しくはその前年度に公共工事の受注実績があること。

ロ) 再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、破産手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立てがなされていない者又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てがなされた後、再生手続若しくは更生手続の終結の決定を受けた者であること。

ハ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。

ニ) 電子債権記録機関が電子記録債権法第59条に規定する業務規程において定める支払不能処分制度等において、取引停止処分を受けていないこと。

ホ) 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。

ヘ) 買取事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

第3 債権の買取手続

(1) 債権の確認

ファクタリング事業者は、下請建設企業等から債権の買取の申込みを受けたときは、当該債権に係る第1、第2並びに第5章第2(1)①、②及び③に定める要件をすべて満たすことを確認した後、買い取るものとする。

① 元請建設企業から建設工事（被災地域において行われるがれき等の災害廃棄物の撤去等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を直接請け負っている下請建設企業

② 元請建設企業に建設工事に関する資材を直接供給している資材業者

(2) 対象となる債権

① 債権の成因要件

買取事業の対象となる債権は、元請建設企業を債務者、下請建設企業等を債権者とするものであって、建設工事に関するものとする。

② 元請建設企業の要件

買取事業の対象となる債権は、次に掲げる要件をすべて満たす元請建設企業が債務者であるものとする。

イ) 買取事業に基づく債権の買取を実施しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること又は買取事業に基づく債権の買取を実施しようとする日の属する年度若しくはその前年度に公共工事の受注実績があること。

ロ) 再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、破産手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立てがなされていない者又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てがなされた後、再生手続若しくは更生手続の終結の決定を受けた者であること。

ハ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。

ニ) 電子債権記録機関が電子記録債権法第59条に規定する業務規程において定める支払不能処分制度等において、取引停止処分を受けていないこと。

ホ) 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。

ヘ) 買取事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

第3 債権の買取手続

(1) 債権の確認

ファクタリング事業者は、下請建設企業等から債権の買取の申込みを受けたときは、当該債権に係る第1、第2並びに第5章第2(1)①、②及び③に定める要件をすべて満たすことを確認した後、買い取るものとする。

(2) 債権の譲渡

下請建設企業等は、債権をファクタリング事業者に譲渡し、当該ファクタリング事業者は、当該債権の買取金額を下請建設企業等に支払う。

(3) 買取料及び損失補償運営費の支払い

下請建設企業等は、ファクタリング事業者に買取料(年率15%を上限とする。)を支払い、また、ファクタリング事業者は、基金に買取額の年率1%に相当する額の損失補償運営費を支払う。

(4) 債権金額の回収

ファクタリング事業者は、支払期日に元請建設企業から債権金額を回収する。

第4 買取料負担助成

(1) 買取料の引下げ

ファクタリング事業者は、下請建設企業等から債権の買取の申込みを受けようとするときは、当該申込みに係る債権を買い取ろうとする日の属する年度における当該下請建設企業等による年間を通じた買取事業の利用見込みを聴取することによりその把握に努めるものとし、当該利用見込みを把握した下請建設企業等に係る債権を買い取るときは、(2)の助成がない場合に通常設定する買取料率から、その3分の1(ただし、年率1.5%を上限とする。)相当分を差し引いて、下請建設企業等に支払を求める買取料率を設定するものとする。

(2) 助成の実施

基金は、(1)による買取料率の引下げにより、ファクタリング事業者に生じた買取料収入の減収額に相当する額をファクタリング事業者に助成するものとする。

第4章 建設機械事業

第1 概要

(2) 債権の譲渡

下請建設企業等は、債権をファクタリング事業者に譲渡し、当該ファクタリング事業者は、当該債権の買取金額を下請建設企業等に支払う。

(3) 買取料及び損失補償運営費の支払い

下請建設企業等は、ファクタリング事業者に買取料(年率15%を上限とする。)を支払い、また、ファクタリング事業者は、基金に買取額の年率1%に相当する額の損失補償運営費を支払う。

(4) 債権金額の回収

ファクタリング事業者は、支払期日に元請建設企業から債権金額を回収する。

第4 買取料負担助成

(1) 買取料の引下げ

ファクタリング事業者は、下請建設企業等から債権の買取の申込みを受けようとするときは、当該申込みに係る債権を買い取ろうとする日の属する年度における当該下請建設企業等による年間を通じた買取事業の利用見込みを聴取することによりその把握に努めるものとし、当該利用見込みを把握した下請建設企業等に係る債権を買い取るときは、(2)の助成がない場合に通常設定する買取料率から、その3分の1(ただし、年率1.5%を上限とする。)相当分を差し引いて、下請建設企業等に支払を求める買取料率を設定するものとする。

(2) 助成の実施

基金は、(1)による買取料率の引下げにより、ファクタリング事業者に生じた買取料収入の減収額に相当する額をファクタリング事業者に助成するものとする。

第4章 建設機械事業

第1 概要

建設機械事業（以下「建機事業」という。）は、被災地域における特定建設機械業者が建設企業に対して有する建設機械の割賦販売、リース又はレンタルに係る債権（手形及び電子記録債権を含む。以下この章において単に「債権」という。）の支払を、保証ファクタリング事業者が保証する場合において、基金が、特定建設機械業者の保証料負担を軽減するための助成を行うとともに、保証債務の履行により保証ファクタリング事業者に生じた損失を補償するものである。

第2 建機事業の対象範囲

(1) 対象となる特定建設機械業者

建機事業の対象となる特定建設機械業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、行政処分（営業停止処分若しくは建設業許可の取消処分、および公共工事にかかる指名停止処分）を受けている場合を除く。

- ① 建設機械の割賦販売、リース又はレンタルを業として10年以上継続して行っていること。
- ② 特定建設機械業者と当該特定建設機械業者が有する債権を支払保証しようとする保証ファクタリング事業者との関係が、子会社（会社法（平成17年法律第87号）第2条第3号の規定による子会社をいう。）と親会社（同法第2条第4号の規定による親会社をいう。）の関係でないこと。
- ③ 再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、破産手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立てがなされていない者又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てがなされた後、再生手続若しくは更生手続の終結の決定を受けた者であること。
- ④ 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- ⑤ 電子債権記録機関が電子記録債権法第59条に規定する業務規程において定める支払不能処分制度等において、取引停止処分を受けていないこと。
- ⑥ 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。
- ⑦ 建機事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

(2) 対象となる債権

① 債権の成因要件

建機事業による支払保証の対象となる債権は、建設企業を債務者、特定建設機械業者を債権者とする、建設機械の割賦販売、リース又はレンタルに係る債権

建設機械事業（以下「建機事業」という。）は、被災地域における特定建設機械業者が建設企業に対して有する建設機械の割賦販売、リース又はレンタルに係る債権（手形及び電子記録債権を含む。以下この章において単に「債権」という。）の支払を、保証ファクタリング事業者が保証する場合において、基金が、特定建設機械業者の保証料負担を軽減するための助成を行うとともに、保証債務の履行により保証ファクタリング事業者に生じた損失を補償するものである。

第2 建機事業の対象範囲

(1) 対象となる特定建設機械業者

建機事業の対象となる特定建設機械業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、行政処分（営業停止処分若しくは建設業許可の取消処分、および公共工事にかかる指名停止処分）を受けている場合を除く。

- ① 建設機械の割賦販売、リース又はレンタルを業として10年以上継続して行っていること。
- ② 特定建設機械業者と当該特定建設機械業者が有する債権を支払保証しようとする保証ファクタリング事業者との関係が、子会社（会社法（平成17年法律第87号）第2条第3号の規定による子会社をいう。）と親会社（同法第2条第4号の規定による親会社をいう。）の関係でないこと。
- ③ 再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、破産手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立てがなされていない者又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てがなされた後、再生手続若しくは更生手続の終結の決定を受けた者であること。
- ④ 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- ⑤ 電子債権記録機関が電子記録債権法第59条に規定する業務規程において定める支払不能処分制度等において、取引停止処分を受けていないこと。
- ⑥ 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。
- ⑦ 建機事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

(2) 対象となる債権

① 債権の成因要件

建機事業による支払保証の対象となる債権は、建設企業を債務者、特定建設機械業者を債権者とする、建設機械の割賦販売、リース又はレンタルに係る債権

とする。

② 建設企業の要件

建機事業による支払保証の対象となる債権は、次に掲げる要件をすべて満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅企業が債務者であるものとする。

- イ) 被災地域に主たる営業所を有すること又は東日本大震災に際し被災地域において建設機械の流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと。
- ロ) 建機事業に基づき債権の支払保証を開始しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること又は建機事業に基づき債権の支払保証を開始しようとする日の属する年度若しくはその前年度に公共工事の受注実績（下請負人としての工事の受注実績を含む。）があること。
- ハ) 再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、破産手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立てがなされていない者又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てがなされた後、再生手続若しくは更生手続の終結の決定を受けた者であること。
- ニ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- ホ) 電子債権記録機関が電子記録債権法第59条に規定する業務規程において定める支払不能処分制度等において、取引停止処分を受けていないこと。
- ヘ) 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。
- ト) 建機事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

第3 債権の支払保証

(1) 債権の確認

保証ファクタリング事業者は、特定建設機械業者から債権の支払保証の申込みを受けたときは、(2)及び(3)により当該債権の額を確認するとともに、当該債権に係る第1、第2並びに第5章第2(1)①、②及び③に定める要件をすべて満たすことを確認した後、保証を開始するものとする。

(2) 手形及び電子記録債権以外の債権の額

手形及び電子記録債権以外の債権の額は次のとおりとする。

- ① 特定建設機械業者からの支払の請求に対して建設企業が支払額を通知する

とする。

② 建設企業の要件

建機事業による支払保証の対象となる債権は、次に掲げる要件をすべて満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅企業が債務者であるものとする。

- イ) 被災地域に主たる営業所を有すること又は東日本大震災に際し被災地域において建設機械の流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと。
- ロ) 建機事業に基づき債権の支払保証を開始しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること又は建機事業に基づき債権の支払保証を開始しようとする日の属する年度若しくはその前年度に公共工事の受注実績（下請負人としての工事の受注実績を含む。）があること。
- ハ) 再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、破産手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立てがなされていない者又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てがなされた後、再生手続若しくは更生手続の終結の決定を受けた者であること。
- ニ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- ホ) 電子債権記録機関が電子記録債権法第59条に規定する業務規程において定める支払不能処分制度等において、取引停止処分を受けていないこと。
- ヘ) 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。
- ト) 建機事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

第3 債権の支払保証

(1) 債権の確認

保証ファクタリング事業者は、特定建設機械業者から債権の支払保証の申込みを受けたときは、(2)及び(3)により当該債権の額を確認するとともに、当該債権に係る第1、第2並びに第5章第2(1)①、②及び③に定める要件をすべて満たすことを確認した後、保証を開始するものとする。

(2) 手形及び電子記録債権以外の債権の額

手形及び電子記録債権以外の債権の額は次のとおりとする。

- ① 特定建設機械業者からの支払の請求に対して建設企業が支払額を通知する

ことにより、建設企業が支払うことを認めた額又は特定建設機械業者と建設企業との間で締結した契約書その他これに類する書類に記載されたリース料等の総額。

- ② ①にかかわらず、特定建設機械業者からの支払の請求に対して建設企業が支払額を通知していないときは、特定建設機械業者からの当該請求権を債権と、その請求額を債権の額とみなす。

(3) 手形及び電子記録債権以外の債権の額の確認方法

保証ファクタリング事業者は、手形及び電子記録債権以外の債権の額を確認するときは、建設企業が交付した支払額の通知書類その他建設企業が支払うことを認めた額が示された書類又は特定建設機械業者と建設企業との間で締結した契約書その他これに類する書類を特定建設機械業者から徴求して行うものとする。ただし、特定建設機械業者からの支払の請求に対して建設企業が支払額を通知していないときは、特定建設機械業者からの請求額が示された書類を特定建設機械業者から徴求して行うものとする。

(4) 保証額

保証ファクタリング事業者が支払を保証できる額は、債権の額（建設企業が振り出した分割支払回数分の複数枚手形であって、特定建設機械業者と当該建設企業との間で契約書その他これに類する書類によってリース契約等を締結したときは、当該契約書その他これに類する書類に記載されたリース料等の総額の80%に相当する額とし、手形及び電子記録債権以外の債権であって、特定建設機械業者からの支払の請求に対して建設企業が支払額を通知していないときは、（2）②により債権の額とみなされた特定建設機械業者からの請求額の80%に相当する額とする。）の全部又は一部とする。

(5) 保証料及び損失補償運営費の支払

特定建設機械業者は、保証ファクタリング事業者に保証料（年率15%を上限とする。）を支払い、また、保証ファクタリング事業者は、基金に保証額の1%又は年率1%に相当する額のいずれか低い額の損失補償運営費を支払う。

第4 保証料負担助成

(1) 保証料の引下げ

ことにより、建設企業が支払うことを認めた額又は特定建設機械業者と建設企業との間で締結した契約書その他これに類する書類に記載されたリース料等の総額。

- ② ①にかかわらず、特定建設機械業者からの支払の請求に対して建設企業が支払額を通知していないときは、特定建設機械業者からの当該請求権を債権と、その請求額を債権の額とみなす。

(3) 手形及び電子記録債権以外の債権の額の確認方法

保証ファクタリング事業者は、手形及び電子記録債権以外の債権の額を確認するときは、建設企業が交付した支払額の通知書類その他建設企業が支払うことを認めた額が示された書類又は特定建設機械業者と建設企業との間で締結した契約書その他これに類する書類を特定建設機械業者から徴求して行うものとする。ただし、特定建設機械業者からの支払の請求に対して建設企業が支払額を通知していないときは、特定建設機械業者からの請求額が示された書類を特定建設機械業者から徴求して行うものとする。

(4) 保証額

保証ファクタリング事業者が支払を保証できる額は、債権の額（建設企業が振り出した分割支払回数分の複数枚手形であって、特定建設機械業者と当該建設企業との間で契約書その他これに類する書類によってリース契約等を締結したときは、当該契約書その他これに類する書類に記載されたリース料等の総額の80%に相当する額とし、手形及び電子記録債権以外の債権であって、特定建設機械業者からの支払の請求に対して建設企業が支払額を通知していないときは、（2）②により債権の額とみなされた特定建設機械業者からの請求額の80%に相当する額とする。）の全部又は一部とする。

(5) 保証料及び損失補償運営費の支払

特定建設機械業者は、保証ファクタリング事業者に保証料（年率15%を上限とする。）を支払い、また、保証ファクタリング事業者は、基金に保証額の1%又は年率1%に相当する額のいずれか低い額の損失補償運営費を支払う。

第4 保証料負担助成

(1) 保証料の引下げ

保証ファクタリング事業者は、特定建設機械業者から債権の支払保証の申込みを受けようとするときは、当該申込みに係る支払保証を開始しようとする日の属する年度における当該特定建設機械業者による年間を通じた建機事業の利用見込みを聴取することによりその把握に努めるものとし、当該利用見込みを把握した特定建設機械業者について債権の支払を保証するときは、(2)の助成がない場合に通常設定する保証料率から、その3分の1(ただし、年率1.5%を上限とする。)相当分を差し引いて、特定建設機械業者に支払を求める保証料率を設定するものとする。

(2) 助成の実施

基金は、(1)による保証料の引下げにより、保証ファクタリング事業者に生じた保証料収入の減収額に相当する額を保証ファクタリング事業者に助成するものとする。

第5章 その他

第1 保証ファクタリング事業者等の選定基準

下請債権保全支援事業を実施する保証ファクタリング事業者及びファクタリング事業者(以下「保証ファクタリング事業者等」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者であって、基金が認める者とする。

- ① 貸金業法(昭和58年法律第32号)第3条に基づく登録を受けていること。
- ② 建設業の実務に関して専門的知見を有していること。
- ③ 債権(第2章第1、第3章第1及び第4章第1に規定する債権をいう。以下この章において同じ。)の支払保証又は買取を確実に実施するに足る財産的基礎を有する者として原則として前年度決算において資本の額若しくは出資の総額が5億円以上(ただし、特にファクタリング事業(債権の譲渡を受け、その回収を行う事業をいう。)又は債権の買取事業に関する実務経験及び専門知識を有する者として基金が認めるものについては、この限りでない。)のものであり、かつ、社会的信用を有していること。
- ④ 下請債権保全支援事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

保証ファクタリング事業者は、特定建設機械業者から債権の支払保証の申込みを受けようとするときは、当該申込みに係る支払保証を開始しようとする日の属する年度における当該特定建設機械業者による年間を通じた建機事業の利用見込みを聴取することによりその把握に努めるものとし、当該利用見込みを把握した特定建設機械業者について債権の支払を保証するときは、(2)の助成がない場合に通常設定する保証料率から、その3分の1(ただし、年率1.5%を上限とする。)相当分を差し引いて、特定建設機械業者に支払を求める保証料率を設定するものとする。

(2) 助成の実施

基金は、(1)による保証料の引下げにより、保証ファクタリング事業者に生じた保証料収入の減収額に相当する額を保証ファクタリング事業者に助成するものとする。

第5章 その他

第1 保証ファクタリング事業者等の選定基準

下請債権保全支援事業を実施する保証ファクタリング事業者及びファクタリング事業者(以下「保証ファクタリング事業者等」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者であって、基金が認める者とする。

- ① 貸金業法(昭和58年法律第32号)第3条に基づく登録を受けていること。
- ② 建設業の実務に関して専門的知見を有していること。
- ③ 債権(第2章第1、第3章第1及び第4章第1に規定する債権をいう。以下この章において同じ。)の支払保証又は買取を確実に実施するに足る財産的基礎を有する者として原則として前年度決算において資本の額若しくは出資の総額が5億円以上(ただし、特にファクタリング事業(債権の譲渡を受け、その回収を行う事業をいう。)又は債権の買取事業に関する実務経験及び専門知識を有する者として基金が認めるものについては、この限りでない。)のものであり、かつ、社会的信用を有していること。
- ④ 下請債権保全支援事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

第2 協定の締結

(1) 協定に定める事項

基金は、下請債権保全支援事業を実施するため、保証ファクタリング事業者等と下請債権保全支援事業の実施に関する包括的な協定を締結するものとし、当該協定においては、少なくとも次に掲げる事項につき定めるものとする。

① 保証限度額等

保証ファクタリング事業者等ごとの保証限度額及び買取限度額（以下「保証限度額等」という。）の合計額は、当該保証ファクタリング事業者等の純資産の2.5倍の範囲内とするものとし、かつ、保証ファクタリング事業者等が過大なリスクを取ることのないよう留意するものとする。

② 一の元請建設企業等当たり保証限度額等

保証ファクタリング事業者等の一の元請建設企業（建機事業にあつては、建設企業。以下「元請建設企業等」という。）当たり保証限度額等の合計額は、6億円の範囲内とするものとする。この場合において、基金は、一の元請建設企業等に係る全保証ファクタリング事業者等を通じての保証限度額等が、基金の定める上限額を超えないよう、保証ファクタリング事業者等の当該元請建設企業等に係る保証限度額等を引き下げる等必要な措置を講じるものとする。

③ 一の下請建設企業等又は特定建設機械事業者当たり保証限度額

保証ファクタリング事業者等の一の下請建設企業等当たり保証限度額等の合計額は、6億円（特定建設機械事業者にあつては、2.0億円）の範囲内とするものとする。

④ 損失補償限度額

⑤ 保証料負担助成及び買取料負担助成の実施手続

⑥ 損失補償運営費の徴収及び基金への支払手続

⑦ 損失補償の実施手続

⑧ 保証ファクタリング事業者等が基金に対して行う保証実績及び買取実績並びに損失の発生実績に関する報告手続

⑨ 保証ファクタリング事業者等が基金に対して行う損失補償の対象となった債権の管理状況に関する報告手続

(2) 保証限度額等及び損失補償限度額の変更

基金は、建設業債権保全基金の残高、保証ファクタリング事業者等の実績等の

第2 協定の締結

(1) 協定に定める事項

基金は、下請債権保全支援事業を実施するため、保証ファクタリング事業者等と下請債権保全支援事業の実施に関する包括的な協定を締結するものとし、当該協定においては、少なくとも次に掲げる事項につき定めるものとする。

① 保証限度額等

保証ファクタリング事業者等ごとの保証限度額及び買取限度額（以下「保証限度額等」という。）の合計額は、当該保証ファクタリング事業者等の純資産の2.5倍の範囲内とするものとし、かつ、保証ファクタリング事業者等が過大なリスクを取ることのないよう留意するものとする。

② 一の元請建設企業等当たり保証限度額等

保証ファクタリング事業者等の一の元請建設企業（建機事業にあつては、建設企業。以下「元請建設企業等」という。）当たり保証限度額等の合計額は、6億円の範囲内とするものとする。この場合において、基金は、一の元請建設企業等に係る全保証ファクタリング事業者等を通じての保証限度額等が、基金の定める上限額を超えないよう、保証ファクタリング事業者等の当該元請建設企業等に係る保証限度額等を引き下げる等必要な措置を講じるものとする。

③ 一の下請建設企業等又は特定建設機械事業者当たり保証限度額

保証ファクタリング事業者等の一の下請建設企業等当たり保証限度額等の合計額は、6億円（特定建設機械事業者にあつては、2.0億円）の範囲内とするものとする。

④ 損失補償限度額

⑤ 保証料負担助成及び買取料負担助成の実施手続

⑥ 損失補償運営費の徴収及び基金への支払手続

⑦ 損失補償の実施手続

⑧ 保証ファクタリング事業者等が基金に対して行う保証実績及び買取実績並びに損失の発生実績に関する報告手続

⑨ 保証ファクタリング事業者等が基金に対して行う損失補償の対象となった債権の管理状況に関する報告手続

(2) 保証限度額等及び損失補償限度額の変更

基金は、建設業債権保全基金の残高、保証ファクタリング事業者等の実績等の

状況を踏まえ、(1)の協定の定めるところにより、(1)①から③の各保証限度額等及び損失保証限度額を変更することができる。

第3 損失補償

(1) 損失補償の実施

基金は、第2の協定に基づき保証ファクタリング事業者等が支払を保証し、又は買い取った債権について、元請建設企業等に係る再生手続開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分等の事由により、保証債務が履行され、又は債権の全部若しくは一部の回収が困難となり、保証ファクタリング事業者等に損失が生じたときは、当該債権金額の75%に相当する額を補償する。

(2) 損失補償限度額

保証ファクタリング事業者等が受けられる損失補償の限度額は、下請建設企業支援対策費補助金交付要綱に基づいて基金に交付された補助金により基金内に造成された建設業債権保全基金の範囲内で第5章第2の協定に定める額とする。

(3) 損失補償金の支払

基金は、第2(1)⑧の損失の発生実績に関する報告を受けた後、協定で定めるところにより、保証ファクタリング事業者等から損失補償金の請求を受け、保証ファクタリング事業者等に対し損失補償金の支払を行う。

(4) 損失補償の対象となった債権の管理

保証ファクタリング事業者等は、損失補償金の支払を受けた後も、当該損失補償の対象となった債権の回収に努めることとし、回収した場合には、回収金額の75%に相当する額を基金に返戻する。

第4 国への報告

基金は、下請債権保全支援事業の実施状況について、3か月ごとに国土交通省に報告するものとする。

第5 適正な事業を確保するための措置

状況を踏まえ、(1)の協定の定めるところにより、(1)①から③の各保証限度額等及び損失保証限度額を変更することができる。

第3 損失補償

(1) 損失補償の実施

基金は、第2の協定に基づき保証ファクタリング事業者等が支払を保証し、又は買い取った債権について、元請建設企業等に係る再生手続開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分等の事由により、保証債務が履行され、又は債権の全部若しくは一部の回収が困難となり、保証ファクタリング事業者等に損失が生じたときは、当該債権金額の75%に相当する額を補償する。

(2) 損失補償限度額

保証ファクタリング事業者等が受けられる損失補償の限度額は、下請建設企業支援対策費補助金交付要綱に基づいて基金に交付された補助金により基金内に造成された建設業債権保全基金の範囲内で第5章第2の協定に定める額とする。

(3) 損失補償金の支払

基金は、第2(1)⑧の損失の発生実績に関する報告を受けた後、協定で定めるところにより、保証ファクタリング事業者等から損失補償金の請求を受け、保証ファクタリング事業者等に対し損失補償金の支払を行う。

(4) 損失補償の対象となった債権の管理

保証ファクタリング事業者等は、損失補償金の支払を受けた後も、当該損失補償の対象となった債権の回収に努めることとし、回収した場合には、回収金額の75%に相当する額を基金に返戻する。

第4 国への報告

基金は、下請債権保全支援事業の実施状況について、3か月ごとに国土交通省に報告するものとする。

第5 適正な事業を確保するための措置

基金は、下請債権保全支援事業の実施に当たり、必要に応じ、有識者の意見を聴く等により同事業の適正な実施を確保するものとする。

附 則

第1 適用日

この通達は、平成26年4月1日から適用する。

第2 下請債権保全支援事業の期限

下請債権保全支援事業は、令和6年3月31日までに支払保証が開始され、又は買い取られた債権を対象とする。

第3 通知内容の見直し

本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

第4 通知の廃止

「下請債権保全支援事業について」（平成22年2月9日付け国総建第228号、国総建整第253号）、「下請債権保全支援事業に係る事務取扱いについて」（平成22年2月9日付け国総建第229号、国総建整第254号）、「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について」（平成23年5月19日付け国総建第38号、国総建整第51号）、「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業に係る事務取扱いについて」（平成23年5月19日付け国総建第39号、国総建整第52号）、「下請債権保全支援事業の延長及び東日本大震災に伴う事業の拡充について」（平成23年12月22日付け国土建第210号、国土建整第122号）及び「下請債権保全支援事業の延長及び東日本大震災に伴う事業の拡充に係る事務取扱いについて」（平成23年12月22日付け国土建第211号、国土建整第123号）については、本通知の適用の日から廃止する。

基金は、下請債権保全支援事業の実施に当たり、必要に応じ、有識者の意見を聴く等により同事業の適正な実施を確保するものとする。

附 則

第1 適用日

この通達は、平成26年4月1日から適用する。

第2 下請債権保全支援事業の期限

下請債権保全支援事業は、令和5年3月31日までに支払保証が開始され、又は買い取られた債権を対象とする。

第3 通知内容の見直し

本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

第4 通知の廃止

「下請債権保全支援事業について」（平成22年2月9日付け国総建第228号、国総建整第253号）、「下請債権保全支援事業に係る事務取扱いについて」（平成22年2月9日付け国総建第229号、国総建整第254号）、「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について」（平成23年5月19日付け国総建第38号、国総建整第51号）、「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業に係る事務取扱いについて」（平成23年5月19日付け国総建第39号、国総建整第52号）、「下請債権保全支援事業の延長及び東日本大震災に伴う事業の拡充について」（平成23年12月22日付け国土建第210号、国土建整第122号）及び「下請債権保全支援事業の延長及び東日本大震災に伴う事業の拡充に係る事務取扱いについて」（平成23年12月22日付け国土建第211号、国土建整第123号）については、本通知の適用の日から廃止する。

(改正後の通達全文)

国土建第263号

国土建整第77号

平成26年2月6日

一般財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

下請債権保全支援事業について

これまでの建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、極めて厳しい経営環境に直面していた中小・中堅下請建設企業等の経営を支えるための金融支援対策として、平成21年度第2次補正予算において、下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図ることを目的として下請債権保全支援事業が実施されることとなった。

今般、下請債権の保全の必要性はなお高い状況であることから、本事業を引き続き実施することとしたので、貴団体におかれては、本事業について、下記に定めるところにより、引き続きその適正な実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本事業に係る過去の通知については、その数が多数にのぼることから、附則第4に定めるとおり廃止し、本通知に集約することとする。

記

第1章 定義

第1 この通知において「下請債権保全支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- ① 支払保証事業
- ② 債権買取事業
- ③ 建設機械事業

第2 この通知において「下請建設企業等」とは、下請建設企業及び資材業者をいう。

第3 この通知において「元請建設企業」とは、下請契約等における注文者をいう。

第4 この通知において「手形」とは、支払保証事業及び債権買取事業にあつては、元請建設企業と下請建設企業等との間の工事請負代金等に係る債権に対応する元請建設企業が振り出した支払手形であることが確認され、かつ、手形期間が120日を超えない手形を、建設機械事業にあつては、特定建設機械業者と建設企業との間の建設機械の割賦販売、リース又はレンタルに係る債権に対応する建設企業が振り出した支払手形であることが確認された手形をいう。

第5 この通知において「電子記録債権」とは、電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権であつて、支払保証事業及び債権買取事業にあつては、元請建設企業と下請建設企業等との間の工事請負代金等に係る債権に対応する元請建設企業を債務者とするものであることが確認され、かつ、その発生日（同法第16条第1項第8号に掲げる電子記録の年月日をいう。）から満期日（同法第16条第1項第2号に規定する支払期日をいう。）までの期間が120日を超えないものを、建設機械事業にあつては、特定建設機械業者と建設企業との間の建設機械の割賦販売、リース又はレンタルに係る債権に対応する建設企業を債務者とするものであることが確認されたものをいう。

第6 この通知において「保証ファクタリング事業者」とは、原則として債権の譲渡を受けるものとして債権の支払を保証し、保証債務の履行及び当該債務の回収を行う者をいう。

第7 この通知において「被災地域」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）をいう。

第8 この通知において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

第9 この通知において「再生手続」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続をいう。

第10 この通知において「更正手続」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続をいう。

第11 この通知において「破産手続」とは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続をいう。

第12 この通知において「特別清算」とは、会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算をいう。

第13 この通知において「電子債権記録機関」とは、電子記録債権法第2条第2項に規

定する電子債権記録機関であって、一般財団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）が認めるものをいう。

第14 この通知において「ファクタリング事業者」とは、債権の支払期日前に債権者から債権を買い取り、その債権金額から当該金額に買取料率を乗じて得た金額を差し引いた金額を当該債権者に支払う事業を行う者をいう。

第15 この通知において「特定建設機械業者」とは、建設機械（建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に掲げる建設機械をいう。以下同じ。）の割賦販売、リース又はレンタルを行う者をいう。

第16 この通知において「保証限度額」とは、保証残高の限度額をいう。

第17 この通知において「債権買取限度額」とは、買取債権残高の限度額をいう。

第2章 支払保証事業

第1 概要

支払保証事業（以下「保証事業」という。）は、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権（支払期日が未到来であるものに限り、手形及び電子記録債権を含む。以下この章において単に「債権」という。）の支払を、保証ファクタリング事業者が保証する場合において、基金が、下請建設企業等の保証料負担を軽減するための助成を行うとともに、保証債務の履行により保証ファクタリング事業者に生じた損失を補償するものである。

第2 保証事業の対象範囲

（1）対象となる下請建設企業等

保証事業の対象となる下請建設企業等は、次に掲げる要件のいずれかを満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅企業とする。ただし、行政処分（営業停止処分若しくは建設業許可の取消処分、および公共工事にかかる指名停止処分）を受けている場合を除く。

- ① 元請建設企業から建設工事（被災地域において行われるがれき等の災害廃棄物の撤去等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を直接請け負っている下請建設企業
- ② 元請建設企業に建設工事に関する資材を直接供給している資材業者

（2）対象となる債権

- ① 債権の成因要件

保証事業による支払保証の対象となる債権は、元請建設企業を債務者、下請建設企業等を債権者とする債権であって、建設工事に関するものとし、出来形部分等に対する支払に係る債権を含むものとする。

② 元請建設企業の要件

保証事業による支払保証の対象となる債権は、次に掲げる要件をすべて満たす元請建設企業が債務者であるものとする。

- イ) 保証事業に基づき債権の支払保証を開始しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること又は保証事業に基づき債権の支払保証を開始しようとする日の属する年度若しくはその前年度に公共工事の受注実績があること。
- ロ) 再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、破産手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立てがなされていない者又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てがなされた後、再生手続若しくは更生手続の終結の決定を受けた者であること。
- ハ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- ニ) 電子債権記録機関が電子記録債権法第59条に規定する業務規程において定める支払不能処分制度等において、取引停止処分を受けていないこと。
- ホ) 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。
- ヘ) 保証事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

第3 債権の支払保証

(1) 債権の確認

保証ファクタリング事業者は、下請建設企業等から債権の支払保証の申込みを受けたときは、(2)及び(3)により当該債権の額を確認するとともに、当該債権に係る第1、第2並びに第5章第2(1)①、②及び③に定める要件をすべて満たすことを確認した後、保証を開始するものとする。ただし、当該債権の額を確認することができないときは、これに代えて当該債権に係る下請契約等に定められた工事を特定し、当該工事に係る請負代金等の額を確認した後、保証を開始することができる。

(2) 手形及び電子記録債権以外の債権の額

出来形部分等に対する支払に係る手形及び電子記録債権以外の債権の額は次のとおりとする。

- ① 下請建設企業等からの支払の請求に対して元請建設企業が支払額を通知することにより、元請建設企業が支払うことを認めた額。
- ② ①にかかわらず、下請建設企業等からの支払の請求に対して元請建設企業が支払額を通知していないときは、下請建設企業等からの当該請求権を債権と、その請求額を債権の額とみなす。

(3) 手形及び電子記録債権以外の債権の額の確認方法

保証ファクタリング事業者は、手形及び電子記録債権以外の債権の額を確認するとき

は、元請建設企業が交付した支払額の通知書類その他元請建設企業が支払うことを認めた額が示された書類を下請建設企業等から徴求して行うものとする。ただし、下請建設企業等からの支払の請求に対して元請建設企業が支払額を通知していないときは、下請建設企業等からの請求額が示された書類を下請建設企業等から徴求して行うものとする。

(4) 保証額

保証ファクタリング事業者が支払を保証できる額は、債権の額（手形及び電子記録債権以外の債権にあっては、下請建設企業等からの支払の請求に対して元請建設企業が支払額を通知していないときは、(2)②により債権の額とみなされた下請建設企業等からの請求額の80%に相当する額）の全部又は一部とする。ただし、(1)ただし書により保証をするときは、保証ファクタリング事業者が支払を保証できる額は、債権に係る下請契約等に定められた工事請負代金等の額の全部又は一部とする。

(5) 保証料及び損失補償運営費の支払

下請建設企業等は、保証ファクタリング事業者に保証料（年率15%を上限とする。）を支払い、また、保証ファクタリング事業者は、基金に対して、保証額の年率1%に相当する額の損失補償運営費を支払う。

第4 保証料負担助成

(1) 保証料の引下げ

保証ファクタリング事業者は、下請建設企業等から債権の支払保証の申込みを受けようとするときは、当該申込みに係る支払保証を開始しようとする日の属する年度における当該下請建設企業等による年間を通じた保証事業の利用見込みを聴取することによりその把握に努めるものとし、当該利用見込みを把握した下請建設企業等について債権の支払を保証するときは、(2)の助成がない場合に通常設定する保証料率から、その3分の1（ただし、年率1.5%を上限とする）相当分を差し引いて、下請建設企業等に支払を求める保証料率を設定するものとする。

(2) 助成の実施

基金は、(1)による保証料の引下げにより、保証ファクタリング事業者に生じた保証料収入の減収額に相当する額を保証ファクタリング事業者に助成するものとする。

第3章 債権買取事業

第1 概要

債権買取事業（以下「買取事業」という。）は、下請建設企業等の資金需要に応じ、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権（手形及び電子記録

債権を含む。以下この章において単に「債権」という。)を、ファクタリング事業者が積極的に買い取ることを促進することによって下請建設企業等の資金繰りの円滑化を図るため、基金が、債権買取時における下請建設企業等の金利負担を軽減するため助成を行うとともに、買い取った債権の全部又は一部の回収が困難となったことによりファクタリング事業者に生じた損失を補償するものである。

第2 買取事業の対象範囲

(1) 対象となる下請建設企業等

買取事業の対象となる下請建設企業等は、次に掲げる要件のいずれかを満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅企業とする。ただし、行政処分(営業停止処分若しくは建設業許可の取消処分、および公共工事にかかる指名停止処分)を受けている場合を除く。

- ① 元請建設企業から建設工事の全部又は一部を直接請け負っている下請建設企業であって、被災地域に主たる営業所を有するもの
- ② ① 元請建設企業から建設工事(被災地域において行われるがれき等の災害廃棄物の撤去等を含む。以下同じ。)の全部又は一部を直接請け負っている下請建設企業

(2) 対象となる債権

① 債権の成因要件

買取事業の対象となる債権は、元請建設企業を債務者、下請建設企業等を債権者とするものであって、建設工事に関するものとする。

② 元請建設企業の要件

買取事業の対象となる債権は、次に掲げる要件をすべて満たす元請建設企業が債務者であるものとする。

- イ) 買取事業に基づく債権の買取を実施しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること又は買取事業に基づく債権の買取を実施しようとする日の属する年度若しくはその前年度に公共工事の受注実績があること。
- ロ) 再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、破産手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立てがなされていない者又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てがなされた後、再生手続若しくは更生手続の終結の決定を受けた者であること。
- ハ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- ニ) 電子債権記録機関が電子記録債権法第59条に規定する業務規程において定める支払不能処分制度等において、取引停止処分を受けていないこと。
- ホ) 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。
- ヘ) 買取事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

第3 債権の買取手続

(1) 債権の確認

ファクタリング事業者は、下請建設企業等から債権の買取の申込みを受けたときは、当該債権に係る第1、第2並びに第5章第2(1)①、②及び③に定める要件をすべて満たすことを確認した後、買い取るものとする。

(2) 債権の譲渡

下請建設企業等は、債権をファクタリング事業者に譲渡し、当該ファクタリング事業者は、当該債権の買取金額を下請建設企業等に支払う。

(3) 買取料及び損失補償運営費の支払い

下請建設企業等は、ファクタリング事業者に買取料(年率15%を上限とする。)を支払い、また、ファクタリング事業者は、基金に買取額の年率1%に相当する額の損失補償運営費を支払う。

(4) 債権金額の回収

ファクタリング事業者は、支払期日に元請建設企業から債権金額を回収する。

第4 買取料負担助成

(1) 買取料の引下げ

ファクタリング事業者は、下請建設企業等から債権の買取の申込みを受けようとするときは、当該申込みに係る債権を買い取ろうとする日の属する年度における当該下請建設企業等による年間を通じた買取事業の利用見込みを聴取することによりその把握に努めるものとし、当該利用見込みを把握した下請建設企業等に係る債権を買い取るときは、(2)の助成がない場合に通常設定する買取料率から、その3分の1(ただし、年率1.5%を上限とする。)相当分を差し引いて、下請建設企業等に支払を求める買取料率を設定するものとする。

(2) 助成の実施

基金は、(1)による買取料率の引下げにより、ファクタリング事業者に生じた買取料収入の減収額に相当する額をファクタリング事業者に助成するものとする。

第4章 建設機械事業

第1 概要

建設機械事業(以下「建機事業」という。)は、被災地域における特定建設機械業者が建設企業に対して有する建設機械の割賦販売、リース又はレンタルに係る債権(手形及び電子記録債権を含む。以下この章において単に「債権」という。)の支払を、保証ファクタリ

ング事業者が保証する場合において、基金が、特定建設機械業者の保証料負担を軽減するための助成を行うとともに、保証債務の履行により保証ファクタリング事業者に生じた損失を補償するものである。

第2 建機事業の対象範囲

(1) 対象となる特定建設機械業者

建機事業の対象となる特定建設機械業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、行政処分（営業停止処分若しくは建設業許可の取消処分、および公共工事にかかる指名停止処分）を受けている場合を除く。

- ① 建設機械の割賦販売、リース又はレンタルを業として10年以上継続して行っていること。
- ② 特定建設機械業者と当該特定建設機械業者が有する債権を支払保証しようとする保証ファクタリング事業者との関係が、子会社（会社法（平成17年法律第87号）第2条第3号の規定による子会社をいう。）と親会社（同法第2条第4号の規定による親会社をいう。）の関係でないこと。
- ③ 再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、破産手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立てがなされていない者又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てがなされた後、再生手続若しくは更生手続の終結の決定を受けた者であること。
- ④ 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- ⑤ 電子債権記録機関が電子記録債権法第59条に規定する業務規程において定める支払不能処分制度等において、取引停止処分を受けていないこと。
- ⑥ 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。
- ⑦ 建機事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

(2) 対象となる債権

① 債権の成因要件

建機事業による支払保証の対象となる債権は、建設企業を債務者、特定建設機械業者を債権者とする、建設機械の割賦販売、リース又はレンタルに係る債権とする。

② 建設企業の要件

建機事業による支払保証の対象となる債権は、次に掲げる要件をすべて満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅企業が債務者であるものとする。

- イ) 被災地域に主たる営業所を有すること又は東日本大震災に際し被災地域において建設機械の流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと。
- ロ) 建機事業に基づき債権の支払保証を開始しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること又は建機事業に基づき債権の支払保証を開始しようとする日の属する年度若しくはその前年度に公共工事の受注実績（下請負人としての工事の受注実績を含む。）があること。
- ハ) 再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、破産手続開始の申立て若しくは

は特別清算開始の申立てがなされていない者又は再生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の申立てがなされた後、再生手続若しくは更生手続の終結の決定を受けた者であること。

ニ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。

ホ) 電子債権記録機関が電子記録債権法第59条に規定する業務規程において定める支払不能処分制度等において、取引停止処分を受けていないこと。

ヘ) 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。

ト) 建機事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

第3 債権の支払保証

(1) 債権の確認

保証ファクタリング事業者は、特定建設機械業者から債権の支払保証の申込みを受けたときは、(2)及び(3)により当該債権の額を確認するとともに、当該債権に係る第1、第2並びに第5章第2(1)①、②及び③に定める要件をすべて満たすことを確認した後、保証を開始するものとする。

(2) 手形及び電子記録債権以外の債権の額

手形及び電子記録債権以外の債権の額は次のとおりとする。

① 特定建設機械業者からの支払の請求に対して建設企業が支払額を通知することにより、建設企業が支払うことを認めた額又は特定建設機械業者と建設企業との間で締結した契約書その他これに類する書類に記載されたリース料等の総額。

② ①にかかわらず、特定建設機械業者からの支払の請求に対して建設企業が支払額を通知していないときは、特定建設機械業者からの当該請求権を債権と、その請求額を債権の額とみなす。

(3) 手形及び電子記録債権以外の債権の額の確認方法

保証ファクタリング事業者は、手形及び電子記録債権以外の債権の額を確認するときは、建設企業が交付した支払額の通知書類その他建設企業が支払うことを認めた額が示された書類又は特定建設機械業者と建設企業との間で締結した契約書その他これに類する書類を特定建設機械業者から徴求して行うものとする。ただし、特定建設機械業者からの支払の請求に対して建設企業が支払額を通知していないときは、特定建設機械業者からの請求額が示された書類を特定建設機械業者から徴求して行うものとする。

(4) 保証額

保証ファクタリング事業者が支払を保証できる額は、債権の額(建設企業が振り出した分割支払回数分の複数枚手形であって、特定建設機械業者と当該建設企業との間で契約書その他これに類する書類によってリース契約等を締結したときは、当該契約書その他これに類する書類に記載されたリース料等の総額の80%に相当する額とし、手形及び電子記録債権以外の債権であって、特定建設機械業者からの支払の請求に対して建設企業が支払額を通知していないときは、(2)②により債権の額とみなされた特定建設機

械業者からの請求額の80%に相当する額とする。)の全部又は一部とする。

(5) 保証料及び損失補償運営費の支払

特定建設機械業者は、保証ファクタリング事業者に保証料(年率15%を上限とする。)を支払い、また、保証ファクタリング事業者は、基金に保証額の1%又は年率1%に相当する額のいずれか低い額の損失補償運営費を支払う。

第4 保証料負担助成

(1) 保証料の引下げ

保証ファクタリング事業者は、特定建設機械業者から債権の支払保証の申込みを受けようとするときは、当該申込みに係る支払保証を開始しようとする日の属する年度における当該特定建設機械業者による年間を通じた建機事業の利用見込みを聴取することによりその把握に努めるものとし、当該利用見込みを把握した特定建設機械業者について債権の支払を保証するときは、(2)の助成がない場合に通常設定する保証料率から、その3分の1(ただし、年率1.5%を上限とする。)相当分を差し引いて、特定建設機械業者に支払を求める保証料率を設定するものとする。

(2) 助成の実施

基金は、(1)による保証料の引下げにより、保証ファクタリング事業者に生じた保証料収入の減収額に相当する額を保証ファクタリング事業者に助成するものとする。

第5章 その他

第1 保証ファクタリング事業者等の選定基準

下請債権保全支援事業を実施する保証ファクタリング事業者及びファクタリング事業者(以下「保証ファクタリング事業者等」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者であって、基金が認める者とする。

- ① 貸金業法(昭和58年法律第32号)第3条に基づく登録を受けていること。
- ② 建設業の実務に関して専門的知見を有していること。
- ③ 債権(第2章第1、第3章第1及び第4章第1に規定する債権をいう。以下この章において同じ。)の支払保証又は買取を確実に実施するに足る財産的基礎を有する者として原則として前年度決算において資本の額若しくは出資の総額が5億円以上(ただし、特にファクタリング事業(債権の譲渡を受け、その回収を行う事業をいう。)又は債権の買取事業に関する実務経験及び専門知識を有する者として基金が認めるものについては、この限りでない。)のものであり、かつ、社会的信用を有していること。
- ④ 下請債権保全支援事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

第2 協定の締結

(1) 協定に定める事項

基金は、下請債権保全支援事業を実施するため、保証ファクタリング事業者等と下請債権保全支援事業の実施に関する包括的な協定を締結するものとし、当該協定においては、少なくとも次に掲げる事項につき定めるものとする。

① 保証限度額等

保証ファクタリング事業者等ごとの保証限度額及び買取限度額（以下「保証限度額等」という。）の合計額は、当該保証ファクタリング事業者等の純資産の2.5倍の範囲内とするものとし、かつ、保証ファクタリング事業者等が過大なリスクを取ることのないよう留意するものとする。

② 一の元請建設企業等当たり保証限度額等

保証ファクタリング事業者等の一の元請建設企業（建機事業にあつては、建設企業。以下「元請建設企業等」という。）当たり保証限度額等の合計額は、6億円の範囲内とするものとする。この場合において、基金は、一の元請建設企業等に係る全保証ファクタリング事業者等を通じての保証限度額等が、基金の定める上限額を超えないよう、保証ファクタリング事業者等の当該元請建設企業等に係る保証限度額等を引き下げる等必要な措置を講じるものとする。

③ 一の下請建設企業等又は特定建設機械事業者当たり保証限度額

保証ファクタリング事業者等の一の下請建設企業等当たり保証限度額等の合計額は、6億円（特定建設機械事業者にあつては、20億円）の範囲内とするものとする。

④ 損失補償限度額

⑤ 保証料負担助成及び買取料負担助成の実施手続

⑥ 損失補償運営費の徴収及び基金への支払手続

⑦ 損失補償の実施手続

⑧ 保証ファクタリング事業者等が基金に対して行う保証実績及び買取実績並びに損失の発生実績に関する報告手続

⑨ 保証ファクタリング事業者等が基金に対して行う損失補償の対象となった債権の管理状況に関する報告手続

(2) 保証限度額等及び損失補償限度額の変更

基金は、建設業債権保全基金の残高、保証ファクタリング事業者等の実績等の状況を踏まえ、(1)の協定の定めるところにより、(1)①から③の各保証限度額等及び損失保証限度額を変更することができる。

第3 損失補償

(1) 損失補償の実施

基金は、第2の協定に基づき保証ファクタリング事業者等が支払を保証し、又は買い取った債権について、元請建設企業等に係る再生手続開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分等の事由により、保証債務が履行され、又は債権の全部若しくは一部の

回収が困難となり、保証ファクタリング事業者等に損失が生じたときは、当該債権金額の75%に相当する額を補償する。

(2) 損失補償限度額

保証ファクタリング事業者等が受けられる損失補償の限度額は、下請建設企業支援対策費補助金交付要綱に基づいて基金に交付された補助金により基金内に造成された建設業債権保全基金の範囲内で第5章第2の協定に定める額とする。

(3) 損失補償金の支払

基金は、第2(1)⑧の損失の発生実績に関する報告を受けた後、協定で定めるところにより、保証ファクタリング事業者等から損失補償金の請求を受け、保証ファクタリング事業者等に対し損失補償金の支払を行う。

(4) 損失補償の対象となった債権の管理

保証ファクタリング事業者等は、損失補償金の支払を受けた後も、当該損失補償の対象となった債権の回収に努めることとし、回収した場合には、回収金額の75%に相当する額を基金に返戻する。

第4 国への報告

基金は、下請債権保全支援事業の実施状況について、3か月ごとに国土交通省に報告するものとする。

第5 適正な事業を確保するための措置

基金は、下請債権保全支援事業の実施に当たり、必要に応じ、有識者の意見を聴く等により同事業の適正な実施を確保するものとする。

附 則

第1 適用日

この通達は、平成26年4月1日から適用する。

第2 下請債権保全支援事業の期限

下請債権保全支援事業は、令和6年3月31日までに支払保証が開始され、又は買い取られた債権を対象とする。

第3 通知内容の見直し

本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

第4 通知の廃止

「下請債権保全支援事業について」(平成22年2月9日付け国総建第228号、国総建整第253号)、「下請債権保全支援事業に係る事務取扱いについて」(平成22年2月9日付け国総建第229号、国総建整第254号)、「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について」(平成23年5月19日付け国総建第38号、国総建整第51号)、「東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業に係る事務取扱いについて」(平成23年5月19日付け国総建第39号、国総建整第52号)、「下請債権保全支援事業の延長及び東日本大震災に伴う事業の拡充について」(平成23年12月22日付け国土建第210号、国土建整第122号)及び「下請債権保全支援事業の延長及び東日本大震災に伴う事業の拡充に係る事務取扱いについて」(平成23年12月22日付け国土建第211号、国土建整第123号)については、本通知の適用の日から廃止する。